

「透析医療機関の消費税負担増加に関する 緊急アンケート調査」結果報告

太田圭洋*1 山川智之*1 秋澤忠男*1 隈 博政*1 杉崎弘章*1 戸澤修平*1
山崎親雄*1 篠田俊雄*2 鈴木正司*2

要 旨

2014年4月に消費税が5%から8%へ引き上げられた。同時に実施された2014年診療報酬改定において、消費税対応分として0.63%分が初診料、再診料等の基本診療料に上乘せされたが、透析医療機関の負担増加分には不十分な対応となった。日本透析医会が2014年7月に行った緊急アンケートでは、維持透析施設において1透析あたり約278円の正味負担増加となったことが示された。この結果は税の公平性の観点からも問題であり、是正を働きかけていく必要がある。

はじめに

2014年4月に消費税が5%から8%に引き上げられた。消費税は、原則として最終消費者がすべて負担する形となるべき間接税であるが、平成元年の消費税導入時に保険診療は非課税と決められたことから、その後、「医療機関における消費税損税問題（控除対象外消費税問題）」が医療界の大きな課題となり現在まで続いている。

保険診療が非課税とされたため、患者から消費税を徴収することができないにもかかわらず、医療機関は医業経費のうち人件費を除くほぼすべての支出に対して消費税を負担することとなった。そのため、消費税分として診療報酬を配慮するとして、消費税導入時の平成元年に0.84%、5%への引き上げ時である平成9年に0.77%を診療報酬を引き上げて手当された。しかし、消費税分として加点された項目（診療行為）が

限定されること、またその後の度重なる改定で、補てんされた消費税分の把握が困難となったことから、消費税補てん分が不十分で医療機関に過大な負担を強いているのではないかと医療関係者から批判されている。実際、多くの医療団体（特に病院団体）の調査で、医療機関の消費税負担分が補てん分を大幅に超過している実態が示されており、対応が求められていた。

今回の消費税引き上げ時と同時に行われた2014年改定においては、この問題をどのように処理すべきか、中医協において専門の分科会（「医療機関等における消費税負担に関する分科会」）が組織され検討された。そこでの検討の結果、平成25年9月25日に「議論の中間整理」が公表され、そこで示された原則に従い、2014年診療報酬改定時に0.63%分を診療報酬に消費税負担増加分として補填することとなった。本改定では、技術料を含めた個別の診療報酬点数への加点は行わず、基本診療料である初診料、再診料および入院基本料への加点で対応することとなり、初診料が12点、再診料が3点、入院基本料が約2%程度引き上げられることとなった。

当初から消費税補てん分が基本診療料である再診料の加点での対応となった場合、透析医療は大きな負担増加となることが危惧されていた。透析医療は、

- ① 1診療あたりの単価が他の診療科と大きく異なること
- ② 課税経費比率が一般診療所より高いこと
- ③ 人工腎臓点数に多くの薬品や診療材料が包括されていること

の三つの理由により、再診料のみでの補填では透析医療機関に過大で不公正な消費税負担を強いることとなることが予想された。

そのため、日本透析医学会は2014年の改定要望において、厚生労働省保険局医療課へ今回の診療報酬改定における改定要望事項の第1順位として、消費税負担増加への配慮を要望した。しかし、消費税問題は医療界全体に係る非常に大きな問題のため、個別の対応は困難とのことで、要望が認められることはなかった。結果として、今回の消費税増税において透析医療機関は大きな負担を強いられることとなったが、2015年10月のさらなる消費税の引き上げ(8%から10%)は、急遽1年6カ月先延ばしとなった。そのため、日本透析医学会は、次回の引き上げ時での透析医療機関の消費税問題への配慮を厚生労働省他へ要望するため、透析医療機関の消費税負担増加の実情に関して緊急アンケートを行うこととなった。

1 目的と対象・方法

調査は、2014年7月に、維持透析施設における2014年改定における医療施設の消費税率引き上げに対する正味負担増加分を把握することを目的にアンケート形式で実施された。対象は日本透析医学会会員で、通院透析施設をもっている会員とし、入院医療を行っている医療機関は原則対象外とした(入院医療機関の消費税負担増加の計算は非常に複雑となるため)。しかし、入院部分と通院透析部分が経理処理上分離可能な会員は、その通院透析部分も対象とした。

アンケート用紙を図1-1、1-2、1-3に示す。アンケートは、各施設の2013年度の決算書をもとに、消費税負担増加分(5%から8%)を計算するとともに、今回の改定における消費税補てん分を計算し、その合計から1透析あたりの消費税負担正味増加分を試算する形式とした。また、透析収入割合や、施設の透析患者数によりどのような影響がでるか把握するため、医療機関の地域(都道府県)、維持透析患者数、透析収入割合を施設属性として質問した。

2 調査結果

760施設にアンケートを送付し118施設から回答を得た。そのうち回答に不備のある1施設を除き117施設分を有効回答とした。有効回答率は15.4%であっ

アンケート調査の対象と、消費税負担増加分の計算方法

【調査対象】
通院透析施設及び*入院医療を行っている、かつ通院透析施設をお持ちの医療機関で、施設単位での計算が可能な施設のみご回答ください。

* 入院医療を行っており、入院部門と通院透析部門が分離困難な医療機関は回答不要です。入院部分が入ると計算が非常に難しくなるためです。

(ア) 入院医療を行っていない通院透析医療機関は、医療機関全体で計算してください。

(イ) 入院医療を行っていて、通院透析施設をお持ちの医療機関で、施設単位での計算が可能な場合には、通院透析施設部分で計算してください。

【計算方法】
 2013年度の損益計算書をもとに、1透析あたりの消費税負担額の増加を、**別紙1「1透析あたりの消費税負担増加額の計算方法」**に従い計算してください。

* 今回の診療報酬改定では、薬品、診療材料に関しては、薬価および材料償還価格設定時に消費税分を配慮したことになっておりますので、薬品費、診療材料費の増税分に関しては原則として計算不要です。

* ただし、人工腎臓包括点数内のE.S.A製剤、生食、抗凝固剤、透析液及び穿刺針は、上記の消費税対応がされませんでしたので、透析医療機関の負担が増加しています。したがって、年間薬品費の中の上記品目に関しては、購入金額(税込)の3/105を負担増加分として計算します。

* ご不明な点があれば、**FAX**または**E-mail**でお問い合わせください。

<連絡先>
 公益社団法人日本透析医学会事務局
 FAX: 03-3255-6474 E-mail: info@touseki-ikai.or.jp

図1-1 アンケート調査票

別紙 1

1 透析あたりの消費税負担増加額の計算方法

2013年度の損益計算書及び患者数等から、以下の方法で消費税負担増加額を試算します(別紙2の計算例参照)。1円未満は切り捨ててください。

1) 年間延べ透析回数-----① _____回
 (把握が困難な場合、3月の患者数×156で代用可)

2) 消費税増税における、診療報酬改定に伴う増収額(年間)の計算
 外来初診料・再診料: 初診料120円、再診料30円

初診料分に関しては、年間初診回数がわかれば計算してください。
 初診回数の把握が困難な場合には、再診料のみで計算可

初診料算定回数×120円+30円×①-----② _____円

3) 消費税増税における、負担増加額(年間)の計算

2013年度の損益計算書上の以下の経費項目は、課税項目として3/105を負担増加額とします。

(ア) 経費等にかかる消費税増加額
 (医薬費用の中で、給与費、薬品費、診療材料費、減価償却費を除くすべての経費)

_____ × 3/105 ----- ③ _____円
 上記の課税品目の費用(税込)

(イ) 薬品費の中でE.S.A製剤、透析に使用する生食、抗凝固剤、透析液及び穿刺針にかかる消費税増加額

_____ × 3/105 ----- ④ _____円
 上記の課税品目の費用(税込)

4) 改定による消費税負担増加額(年間) = ③ + ④ - ② ----- ⑤ _____円

5) 1透析あたりの消費税負担増加額の計算 = ⑤ / ① ----- ⑥ _____円
 ↓
 <回答用紙に転記>

図1-2 アンケート調査票

別紙2

1 透析あたりの消費税負担増加額の計算例

《透析ベッド80床の維持透析クリニックの例》

2014年3月末透析患者数	210人	薬品購入額	
2014年の延べ透析回数	33,150回	E S A製剤	42,000,000円
医業収入	1,100,000,000円	生食	2,000,000円
医業費用	978,000,000円	抗凝固剤	8,000,000円
薬品費	210,000,000円	透析液	22,000,000円
診療材料費	100,000,000円	透析針購入額	10,000,000円
給与費	450,000,000円		
経費	170,000,000円		
委託費	40,000,000円		
研究研修費	3,000,000円		
減価償却費	5,000,000円		
医業損益	122,000,000円		

- 年間延べ透析回数 ----- 33,150回 (①)
- 消費税増税における、診療報酬改定に伴う増加額(年間)の計算
(初診料算定回数が不明なので)
0円+30円×① 33,150回 ----- 994,500円 (②)
- 消費税増税における、負担増加額(年間)の計算
(ア) 経費等にかかる消費税増加額
(医業費用の中で、給与費、薬品費、診療材料費、減価償却費を除くすべての経費)
経費 委託費 研究研修費
(170,000,000円+40,000,000円+3,000,000円) ×3/105 ----- 6,085,714円 (③)
- (イ) 薬品費の中でのE S A製剤、透析に使用する生食、抗凝固剤、透析液及び穿刺針にかかる消費税増加額
E S A製剤 生食 抗凝固剤 透析液 透析針
(42,000,000円+2,000,000円+8,000,000円+22,000,000円+10,000,000円)
×3/105 ----- 2,400,000円 (④)
- 改定による消費税負担増加額(年額)
③ 6,085,714円 + ④ 2,400,000円 - ②994,500円 ----- 7,491,214円 (⑤)
- 1透析あたりの消費税負担増加額の計算
⑤ 7,491,214円/① 33,150回 ----- 225円 (⑥)

図1-3 アンケート調査票

表1 アンケート調査結果

アンケート送付先	760施設
回答数	118施設
有効回答数	117施設
有効回答率	15.4%
1透析あたり消費税負担正味増加額	
平均値	278.5円
中央値	240.0円

た。

2-1 1透析あたりの2014年改定における

消費税負担正味増加額

表1に結果を示す。117施設からの回答による1透析あたりの消費税負担正味増加額(消費税負担増加額-消費税分補てん額)は平均値で278.5円、中央値は240.0円であった。図2にそのヒストグラムを示す。

2-2 透析患者数別、透析収入割合別の

消費税負担正味増加額

消費税負担の正味増加額に、透析医療施設の規模等が関係するかを検討した。結果を図3、図4に示す。1透析あたりの消費税負担正味増加額と、施設の透析患者数、透析収入割合に関係性は見られなかった。

3 考察

今回のアンケート結果から、2014年改定時における消費税対応では、透析医療機関における消費税負担増加は対応不能であることが示された。1透析あたり平均で278.5円という正味負担増加は、透析患者31万人で1年156回の透析が行われると仮定した場合、透析業界で134億円もの医療機関の負担増加が発生したこととなる。

前述したが、消費税は最終消費者が負担することが原則の間接税であり、それを中間事業者である医療機関が負担を強いられることはそもそも大きな問題である。また同時に、税制には「税の3原則」というものがある。公平の原則、中立の原則、簡素の原則である。その中で「公平の原則」とは「特定の人が有利になっ

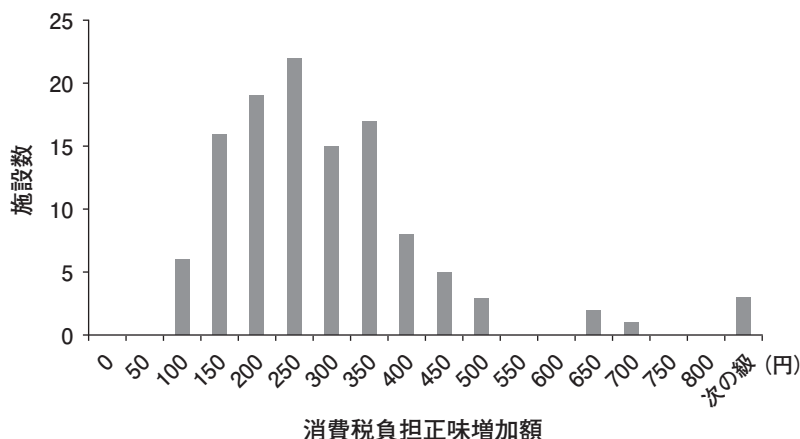


図2 1透析あたり消費税負担正味増加額

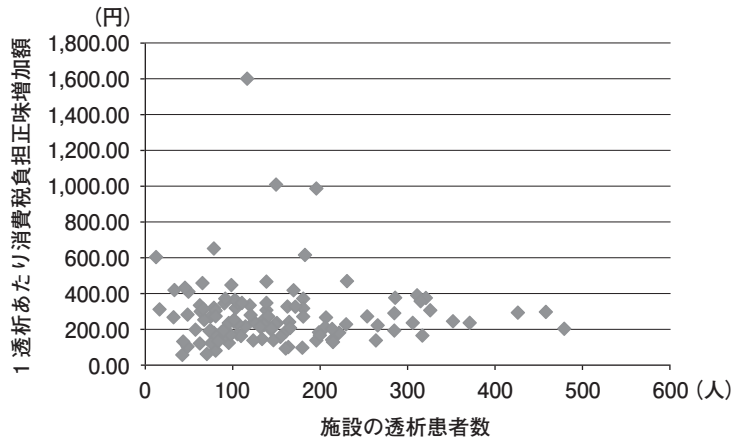


図3 施設の透析患者数と1透析あたり消費税負担正味増加額

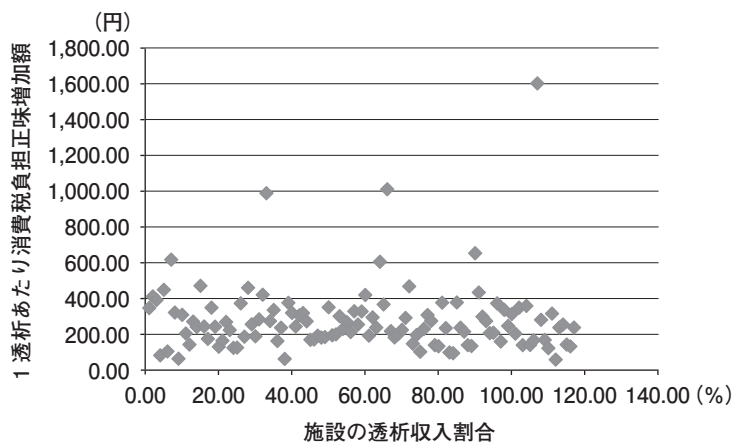


図4 施設の透析収入割合と1透析あたり消費税負担正味増加額

たり、不利になったりしない公平な課税でなくてはならない」というものである。医療の消費税問題（控除対象外消費税問題）そのものの解決に関しては、医療界全体で医師会や病院団体が中心になって問題解決に取り組んでいるが、それが解決されるまでの間に、1診療科（特別な医療行為を行う医療機関）のみが、許容範囲を超える不公平な消費税負担を強いられることは、税の原則からしても問題があり、対応策（診療報酬による補てん対応法）を工夫する義務が厚生労働省にはあると考える。

2015年10月のさらなる消費税の引き上げは、1年6カ月先延ばしされた。今回の対応が踏襲されると、透析医療機関の不公平な負担はさらに増大すること

なる。透析医療機関の経営状況は、たび重なる診療報酬の引き下げで悪化傾向にあるといわれている。我が国における透析医療の安定的な供給のためにも、透析医療関係者はこの問題の解決を積極的に厚生労働省に働きかけていく必要がある。

さいごに

2014年4月における消費税の5%から8%への増税にさいして、診療報酬では基本診療料（再診料等）において消費税負担増加分を補てんする対応がとられた。しかし、その結果、透析医療機関は、1透析あたり278.5円もの負担増加を強いられることとなった。